

表1 レベル分け要件

陽性率	AND/OR	酸素ベッド使用率
レベル1		
5%未満	かつ	25%未満
レベル2		
5%未満	かつ	25%～40%
レベル3		
5%～10%	または	40%～60%
レベル4		
10%～20%	または	60%～75%
レベル5		
20%以上	または	75%以上

(出所) 州政府通達を基にジェットロ作成

表2 レベルごとの活動制限緩和措置（主要部分抜粋）

項目	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
必需品小売店舗	通常通り	通常通り	全日午後4時まで	全日午後4時まで	土日を除く午後4時まで
非必需品小売店舗	通常通り	通常通り	土日を除く午後4時まで	閉業	閉業
ショッピングモール 映画館／劇場	通常通り	上限50%の入場率	閉業	閉業	閉業
飲食店	通常通り	上限50%の入場率	上限50%の入場率で 土日を除く午後4時まで	持ち帰りと配達のみ	配達のみ
民間事業所	全ての事業所	全ての事業所	全ての事業所、ただし稼働 日の午後4時まで	例外業種のみ	例外業種のみ
出勤上限	100%	100%	50%	25%	15%
Eコマース	通常通り	通常通り	通常通り	必需品のみ	必需品のみ
製造（輸出向け）	通常通り	通常通り	通常通り	従業員上限50% ※従業員の交通手段提供が 条件	従業員上限50% ※敷地近傍での従業員の居 住施設の提供が条件
1.必需品製造 2.継続操業が必要な製造 3.セキュリティー・防衛関連の製造 4.データセンター、IT関連等	通常通り	通常通り	通常通り	従業員上限50% ※従業員の交通手段提供が 条件	従業員上限50% ※敷地近傍での従業員の居 住施設の提供が条件
その他の製造	通常通り	通常通り	従業員上限50% ※従業員の交通手段提供が 条件	従業員上限50% ※敷地近傍での従業員の居 住施設の提供が条件	従業員上限50% ※敷地近傍での従業員の居 住施設の提供が条件

（出所）州政府通達を基にジェットロ作成